

平成25年4月1日
土木部下水道維持管理課

潜熱回収型ガス給湯器ドレン排水の取扱いについて

潜熱回収型ガス給湯器の設置・施工にあたっては、下記の点にご注意を願います。

記

ドレン排水は、「生活・事業に起因する排水」であり、下水道法第2条における「汚水」にあたるため、汚水系統への接続を原則とします。

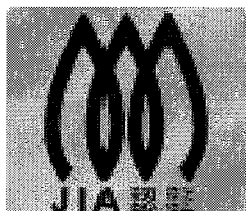
ただし、以下の要件をすべて満たしたものは例外として雨水系統への排出を認めます。

- 1 主として家庭用の給湯及び暖房に使用される潜熱回収機能を有する「潜熱回収型ガス給湯器」で、一般財団法人日本ガス機器検査協会(JIA)の認証機器であり、「ガス機器認証マーク」を有するもの
- 2 汚水系統の排水設備の設置及び汚水設備への排出が困難な場合。
- 3 周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことがないような施工。
 - (1) ドレン排水を直接地先の側溝やベランダ、共通通路等に排水する場合は、飛散、溢水防止の処置が講じてあること。
 - (2) 側溝、集水桝に滞留する水に起因する害虫が発生しないような配慮がされていること。また、近隣住宅とのトラブルの原因とならないよう万全を期すこと。
 - (3) ドレン排水の状況などの点検、確認等に支障がないこと。
- 4 ドレン排水の排水先を雨水の縦管に直接接合する場合、潜熱回収型ガス給湯器内への溢水の防止がされていること。

問合せ先 土木部下水道維持管理課
電話 04-7167-1434

留意事項

- 1 主として家庭用の給湯及び暖房に使用される潜熱回収機能を有する「潜熱回収型ガス給湯器」で、一般財団法人日本ガス機器検査協会（J I A）の認証機器であり、「ガス機器認証マーク」を有するもの。



ガス機器認証マーク

- 2 汚水系統の排水設備の設置及び汚水設備への排出が困難な場合。
 - (1) 新設集合住宅等で建物のスペース等の関係でドレン排水を取る汚水配管を敷設することが困難な場合。
 - (2) 集合住宅等で、給湯器直近に汚水配管が無く、汚水配管に接続しようとする大規模修繕等が必要となる場合。
 - (3) 給湯器近くに汚水管が配置されていない場合。
 - (4) 基本的に集合住宅は雨水管接続を可とする。